

糸田町まちな魅力 PR 事業支援業務仕様書

1. 業務名

糸田町まちな魅力 PR 事業

2. 委託期間

契約締結日から令和 4 年 9 月 30 日までとする。

3. 業務の目的

糸田町には、糸田祇園山笠や田植祭といったイベントや金山サクラ・アジサイ園や泌泉等の観光スポットがある。さらに、糸田町で育てられた泌泉米、洋ラン、スッポン等の魅力ある特産品も作られている。

しかし、近年新型コロナウイルス感染症の影響によりイベントが中止になり、観光客の減少や魅力発信が少なくなっている。

この現状を踏まえた上で、アフターコロナに向け、糸田町の特徴を生かした内容の電子雑誌、冊子（紙媒体）、動画を制作し、全国的に糸田町の知名度を上げることが目的とする。

4. 業務内容

(1) 企画・構成

「3. 業務の目的」を踏まえ、新たな糸田町の魅力を発見し、下記(2)から(4)の企画及び構成を行う。

(2) 撮影

ア. 時期：金山アジサイ園のアジサイが開花している 6 月中旬以降。

イ. 内容：糸田町の魅力あるスポットで撮影を行う。また、全国的に知名度のあるタレントを出演させて制作する。

(3) 編集

(2)で撮影した資料を基に、糸田町の魅力が最大限伝わるよう編集を行う。

(4) 電子雑誌の掲載、冊子（紙媒体）の制作、動画の掲載

ア. 糸田町専用の電子雑誌を制作し、専用のサイトで 6 ヶ月以上掲載する。

イ. 糸田町専用の冊子を 1 万部制作する。

ウ. 糸田町専用の動画（15 秒版、60 秒版、180 秒版）を制作し、6 ヶ月以上

YouTube に掲載する。

5. 成果品

- (1) 糸田町専用電子雑誌掲載 URL
- (2) 糸田町専用冊子（紙媒体、A5 印刷、フルカラー、20 頁想定） 1 万部
- (3) 糸田町専用動画（15 秒版、60 秒版、180 秒版）YouTubeURL
ただし、秒数に関しては想定であるので前後可能。

6. その他留意事項

(1) 法令等の遵守

受託者は、本業務の実施にあたり、本仕様書の定めるもののほか、関連する法令等を遵守しなければならない。

(2) 受託者の責務

受託者は、業務の遂行にあたり、技術を最大限発揮できるよう努めるとともに、必要と考えられる場合においては、本仕様書に定められていない内容であっても積極的に提案を行うこと。

(3) 業務遂行上の費用

本業務の遂行等において、本仕様書に明記のないものであっても、必要と認められる事項については、発注者と協議の上、原則として受託者負担により実施するものとする。

(4) 資料の貸与

発注者が保有する本業務に必要な資料は、受託者に貸与するものとする。貸与資料については厳重に管理するものとし、外部に漏洩してはならない。

(5) 守秘義務

業務で知り得た個人情報やその他の秘密を他人に漏らしてはならない。

(6) 再委託の禁止

受託者が業務内容のすべてを一括して第三者に委託することは認めない。ただし、業務の一部を再委託したい場合は、あらかじめ事務局の承認を得ることとする。

(7) 成果品の帰属

本業務で得られた成果品の著作権については、発注者と受託者が協議して決定する。

(8) その他

- ア. 本仕様書に記載のない事項及び詳細な事項については、発注者と協議し、その指示に従う。
- イ. 本事業委託契約終了後においても、相互の信頼関係に基づき、必要に応じて調査内容に関する助言等支援を行うものとする。

7. 担当部局（問い合わせ・書類提出先）

糸田町地域振興課 担当：松岡、原

〒822-1392 福岡県田川郡糸田町1975番地1

TEL：0947-26-4025

FAX：0947-26-1651

MAIL：chiiki@town.itoda.lg.jp